

# 平成27年3月31日に60歳で定年退職される皆様へ ～年金のご案内をいたします。～

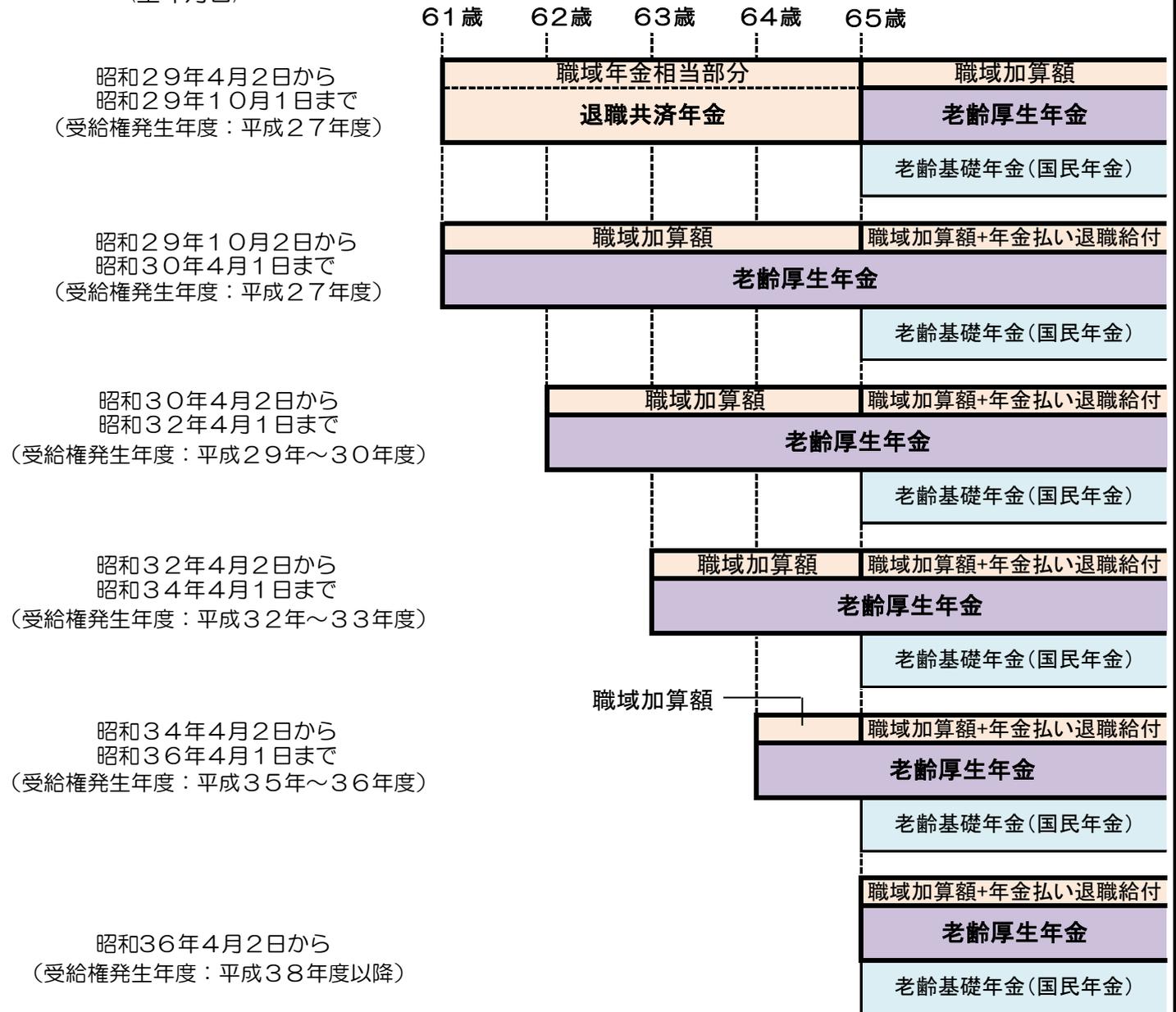
(昭和29年4月2日～昭和30年4月1日に生まれた方)

## 年金制度の適用

- 平成27年10月から被用者年金制度の一元化が行われ、皆様の年金につきましても厚生年金保険法が適用されることとなりました。
- 下図のように、皆様の年金は61歳からは退職共済年金が支給され、65歳を迎えますと退職共済年金の受給権が消滅し、新たに厚生年金保険の老齢厚生年金と国民年金の老齢基礎年金のほか、退職共済年金の職域年金部分に相当する職域加算額が支給されます。

### ○ 支給開始年齢別の退職共済年金と老齢厚生年金の支給関係図 (イメージ)

(生年月日)



注1…「職域加算額」は、平成27年10月前の組合員期間に応じて支給されますので、この期間がない方には支給されません。

注2…「年金払い退職給付」は、平成27年10月以降の組合員期間に応じて支給されますので、この期間がない方には支給されません。

注3…組合員期間及び厚生年金保険の被保険者期間を合算して20年以上ある退職共済年金(老齢厚生年金)の受給権者が65歳に達したときに、その者によって生計維持していた65歳未満の被扶養配偶者等がある場合は、65歳以降に支給される老齢厚生年金に加給年金額が加算されます。

## 年金の支給

- 年金は、61歳に達した日の属する月の翌月分から支給されます。

## 年金の停止

- 平成27年3月31日に退職した後に、再就職した場合の退職共済年金及び老齢厚生年金の支給停止についてご説明します。
- 下図のとおり、再就職して、組合員（フルタイム職員）となった場合と民間会社に再就職し厚生年金保険の被保険者となった場合又は再任用短時間職員となった場合により停止方法が異なります。
- 民間会社に再就職されている方等は平成27年10月から停止方法が変わりますので、ご注意ください。

昭和29年4月2日～昭和30年4月1日に生まれの方	61歳	62歳～64歳	65歳
	退職共済年金		老齢厚生年金
年金の支給停止の方法			
組合員（フルタイム職員）となった場合	低在老方式	低在老方式	高在老方式
民間会社に再就職、又は再任用短時間職員となった場合	高在老方式	低在老方式	高在老方式

平成27年10月1日以降

老齢基礎年金（国民年金）

### 停止額の計算方法

○高在老方式…(年金+賃金)の月額が47万円を超えた場合に、年金が支給停止されます。

○低在老方式…(年金+賃金)の月額が28万円を超えた場合に、年金が支給停止されます。

※平成27年10月に高在老から低在老に変更される方には、65歳時の高在老方式に変わるまでの間、制度改正前による総収入額(停止後の支給年金額+賃金)の減額上限を10%とする等の経過措置があります。

## 年金の請求手続き

### (1) 退職共済年金（平成27年9月までに61歳になられる方）

- 受給権が発生する月(61歳の誕生日)のおよそ2～3ヶ月前に、支部から退職共済年金の請求書が送付されます。
- 退職共済年金と老齢基礎年金には60歳からの繰上げ支給制度があります。繰り上げますと、それぞれの年金の支給開始年齢に達する日の属する月までの1月につき0.5%の減額がされます。
- 共済組合等で3級以上の障害程度に該当する場合は、61歳からの年金額が増加する障害者特例の適用を受けることができますので、共済組合にご相談ください。

### (2) 老齢厚生年金（平成27年10月以降に61歳になられる方）

- 受給権が発生する月(61歳の誕生日)のおよそ2～3ヶ月前に、最後に加入していた共済組合等から請求書が送付されます。(定年退職後、民間会社等に再就職して厚生年金保険の被保険者となった場合は、日本年金機構から共済組合への請求を合わせた老齢厚生年金の請求書が送られてきます。)
- なお、平成27年10月から平成27年12月までに61歳になられる方は、加入していた日本年金機構、共済組合等から請求書が送付されますが、その内容は厚生年金制度全体で情報共有されることとなっていますので、いずれかの送付元へ提出してください。

## 年金の決定と支給

### (1) 退職共済年金

地方職員共済組合が決定し、地方職員共済組合から年金が支給されます。

### (2) 老齢厚生年金

公務員の期間の老齢厚生年金は地方職員共済組合が決定し、民間会社等に勤務した厚生年金保険の期間の老齢厚生年金は日本年金機構が決定し、それぞれから支給されます。

### (3) 年金の支給日

退職共済年金、老齢厚生年金の支給日は、2月、4月、6月、8月、10月及び12月の15日にお届けの口座に振り込まれます。(その日が金融機関の休日に該当するときは、その直前の営業日)

## 支給上の留意点

### (1) 課税

退職共済年金等は、所得税法上、一定額以上の年金は所得税が徴収されます。

### (2) 各種届出

次に該当するときは、届出が必要になります。

- 年金を受給されている方がお亡くなりになられたとき
- 退職共済年金を受給されている方が民間会社等に再就職し、厚生年金保険の被保険者等となったとき
- 加給年金額の対象となっている方(配偶者等)がお亡くなりになったとき等

※ 詳しくは、各支部の年金担当者までお問い合わせください。